

# 防 犯 灯 設 置 基 準

- 必要性：地域において真に必要と認められる場所であること。  
(例：学校が定めた通学路等の防犯灯の数が著しく少ない場所等。)
- 立 地：間隔は原則50m以上（電柱2スパン分以上）。
- 緊急性：現に凶悪な事件が発生した現場であること（再発防止）。
- 受益者：徒歩の通行人が多いこと。なお、車両の通行量は基本的に考慮しないこと。
- 公益性：塾に通う為のものや駐車場等は経営者や施設管理者負担とすべきであること。また集会所等については例え公益性が高い場合であっても、当然地元（利用者）が負担すべきものであること。
- 代替性：道路照明や商業灯などによる代替が出来ない場所であること。
- 継続性：将来的に地元負担方式に移行された場合にも、維持管理し続けることが出来ること。
- 器具等：
  - ① 照明は20W（20VA）以下のLEDあること。
  - ② 中電及びNTT柱に添架可能な場合は極力利用すること。ただし、地主の承諾、電柱所有者への申請が必要。
  - ③ 消火栓、防火貯水槽及び防災器具等の使用に支障が及ばないようにするとともに、交差点、車両の出入り口付近等には設置しないこと。
- 環境等：地元の理解が十分に得られていること。不眠や農作物被害等の課題が存在しないこと。

(改正)

平成21年2月12日。平成20年度新設分から適用。